

公 示

- 一般貸切旅客自動車運送事業者に対する道路運送法第40条の規定に基づく事業の停止処分事案 …… 2
- 一般乗用旅客自動車運送事業者に対するタクシー業務適正化特別措置法第52条
の規定に基づく事業用自動車の使用停止事案に関する聴聞の期日変更について …… 3
- 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請事案 …… 4

公 示

◎一般貸切旅客自動車運送事業者に対する道路運送法第40条の規定に基づく事業の停止処分事案

道路運送法施行規則第60条の2の規定により下記のとおり公示する。

なお、当該事案の処分について利害関係を有する者で、当該聴聞に参加しようとするときは、当該聴聞の期日の7日前までに次に掲げる事項を記載した書面を千葉運輸支局長を経由して関東運輸局長あて提出されたい。

1. 参加しようとする者の氏名及び住所
2. 事案の件名及びその番号
3. 当該事案について利害関係を有することの疎明

令和6年7月23日 関東運輸局長 藤田 礼子
記

事案番号 24E01

1. 事業者の氏名及び住所

有限会社 コスモ交通

千葉県君津市糸川586-1

2. 予定される処分内容

道路運送法第27条第3項等の規定違反による同法第40条に基づく事業の停止処分

3. 聴聞の期日

令和6年8月20日(火) 午後1時30分

4. 聴聞の場所

神奈川県横浜市中区北仲通5丁目57番地

横浜第二合同庁舎18階

関東運輸局自動車監査指導部

電話045(211)7271

なお、上記で実施できない場合は、関東運輸局が別途指定することとします。

公 示

◎一般乗用旅客自動車運送事業者に対するタクシー業務適正化特別措置法第52条の規定に基づく事業用自動車の使用停止事案に関する聴聞の期日変更について

事案番号24G01により公示した聴聞の期日を下記のとおり変更したため公示する。

なお、行政手続法第15条第1項各号に掲げる事項を記載した聴聞通知書は、下記の交付場所において執務時間中に交付可能であることを申し添える。

令和6年7月23日 関東運輸局長 藤田 礼子

記

1. 聴聞期日

(変更前) 令和6年8月1日 午後1時30分

(変更後) 令和6年9月5日 午後1時30分

2. 聴聞通知書の交付場所

神奈川県横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第二合同庁舎18階

関東運輸局自動車監査指導部 自動車監査官(旅客担当)

電話：045-211-7271

公 示

◎旅客自動車運送事業の運賃及び料金変更認可申請事案

道路運送法施行規則第55条の規定により次のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取の申請をしようとするときは公示の日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を当該運輸支局経由関東運輸局長あて提出されたい。

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所
- 2 事案の件名及びその番号
- 3 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- 4 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和6年7月25日 関東運輸局長 藤田 礼子

○一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請事案

番号 申請者 事案の概要(1. 申請年月日 2. 運賃適用地域名 3. 申請概要)

24B16号 株式会社 カルム

1. 令和6年7月4日
2. 群馬県A地区
3. 運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請の概要

下記の時間制運賃について、初乗・加算時間を10分に短縮する。

- | | |
|-----------|------|
| (ア) 特定大型車 | 下限運賃 |
| (イ) 大型車 | 下限運賃 |
| (ウ) 普通車 | 下限運賃 |

公 示

◎旅客自動車運送事業の運賃及び料金変更認可申請事案

道路運送法施行規則第55条の規定により次のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取の申請をしようとするときは公示の日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を当該運輸支局経由関東運輸局長あて提出されたい。

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所
- 2 事案の件名及びその番号
- 3 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- 4 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和6年7月25日 関東運輸局長 藤田 礼子

○一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請事案

番号 申請者 事案の概要(1. 申請年月日 2. 運賃適用地域名 3. 申請概要)

24B17号 細川 哲

1. 令和6年7月2日
2. 多摩地区
3. 運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請の概要

下記の距離制運賃について、初乗距離を2kmに換算する。

(ア) 大型車 D運賃